

医政医発 0401 第 1 号

令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（公 印 省 略）

「医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」  
の一部改正について

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 49 号）が令和 3 年 5 月 28 日に公布され、医療法等の一部が改正されました。このうち、病院又は診療所の健康管理体制の整備に関する事項、面接指導及び就業上の措置の実施に関する事項、休息时间（勤務間インターバル及び代償休息）の確保に関する事項、特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項、特定労務管理対象機関の指定の有効期間・更新・変更・取り消しに関する事項、罰則に関する事項については、本年 4 月 1 日から施行することとされています。

これに伴い、「医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」（平成 26 年 10 月 1 日付け医政総発 1001 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知。平成 29 年 8 月 1 日最終改正。）を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため、通知いたします。

貴職におかれましては、これを御了知の上、引き続き医療従事者の勤務改善にご尽力いただくようお願いいたします。